

平成29年第四回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 原 田 あきら



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

質問事項

- 一 豊洲新市場計画の環境影響評価手続きにおける知事の91条違反について
- 二 中央環状品川線の2012年トラブルについて

一 豊洲新市場計画の環境影響評価手続きにおける知事の91条違反について

11月7日、環境建設委員会におきまして環境局は「豊洲新市場建設事業」の環境影響評価書作成において、環境影響評価条例第62条の規定に基づき、事業者である東京都に同条例手続き上の違反行為があったことを認めました。環境局は同時に条例違反行為の認識を昨年9月の段階で認識したと答弁。その際、日本共産党都議団の委員は、知事が条例違反を認識しながら、事業者たる東京都に対して氏名住所、違反事実の公表という措置をとらなかつたことは、同条例91条第一項違反に当たることを指摘しました。

これに対し、環境局は「中央卸売市場からは当時から速やかに変更届を提出したいという意向が示されていました。このため、この条文は事業者の氏名等の公表により手続きの確実な遂行を担保しようとする趣旨でございますので、あえて本条を適用する必要性は考えないということでございます」と答弁し、91条違反にはあたらないとの判断を示しました。しかし、条文を見る限り、手続き上の違反行為があれば、正当な理由がない限り、「公表しなければならない」という規定となっております。

平成28年11月1日『第二次自己検証報告書』P26「環境影響評価の変更手続きはいつ行うべきだったのか」には「事実と異なる環境影響評価をそのまま放置して変更手続きを怠ってきたことは、ミスの一言では済まされず、重大な手続き違反と捉える以外にない。」と厳しく指摘しています。しかも、当該報告書が指摘する「変更届を出すべき時期は、実施設計完了時点（平成25年2月28日）から施設建設工事着手時点（平成26年2月14日建設工事契約締結）」の期間内である平成26年2月14日に、事業者たる東京都は工期の変更や建設廃棄物発生量の増加について変更届を提出しています。この際、盛土に関する重大な変更だけが記載から漏れていたことに

なり、事業者としての誠実性、信頼性に重大な問題があると判断せざるを得ません。よって、以下に見解を求めます。

環境局が「この条文は事業者の氏名等の公表により手続きの確実な遂行を担保しようとする趣旨でございますので、あえて本状を適用する必要性は考えない」と答弁していますが、91条の条文は「手続きの確実な遂行を担保しようとする趣旨」とは解釈できないと考えますが、環境局の解釈の根拠を示してください。

二 中央環状品川線の2012年トラブルについて

2012年、中央環状品川線の南品川換気所避難路接続工事において重大なトラブルがありました。関東地方整備局が開催する「平成27年度スキルアップセミナー関東」で発表された報告書をみると、南品川換気所のシールドトンネルに避難路を接続する工事において、原因不明の圧力がトンネル本体にかかり、トンネル本体に大きな影響を与える可能性があったとされています。結果、凍結工法による土壤の膨張が原因とわかりました。

ところが2013年4月16日に東京都と首都高がおこなった品川線工期延長のプレスリリースでは、南品川換気所で出水が発生し、これに対する時間を要したと発表されました。そこで以下、文書質問します。

- 1 2013年4月の東京都と首都高によるプレスリリースではなぜ、南品川換気所避難路接続工事における凍結工法が原因となった重大なトラブルを公表しなかったのか、お答えください。
- 2 また、出水への対応で工期が延長したと発表した、その根拠（対策工事の内容、その対策に要した期間など）ならびに出水量についてお伺いします。

平成29年第四回都議会定例会

原田あきら議員の文書質問に対する答弁書

質問事項

一 豊洲新市場計画の環境影響評価手続きにおける知事の91条違反について

豊洲新市場計画の環境影響評価手続きにおける知事の91条違反について、環境局が「この条文は事業者の氏名等の公表により手続きの確実な遂行を担保しようとする趣旨でございますので、あえて本条を適用する必要性は考えない」と答弁しているが、解釈の根拠を伺う。

回答

東京都環境影響評価条例は、環境影響評価及び事後調査の手続に関し必要な事項を定めることにより、計画の策定及び事業の実施に際し、公害の防止、自然環境及び歴史的環境の保全、景観の保持等について適正な配慮がなされることを期し、もって都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的としています。

今回の件については、事業者からは速やかに変更届を提出したいとの意向が示されたことから、事業者の氏名等の公表により手続の確実な遂行を担保しようとする条例の趣旨に照らせば、条例第91条を適用する必要性は乏しいと考えたものです。

都は引き続き、この条例に定める手続が適正かつ円滑に行われるよう努めていきます。

質問事項

二 中央環状品川線の2012年トラブルについて

1 2013年4月の都と首都高によるプレスリリースではなぜ、南品川換

換気所避難路接続工事における凍結工法が原因となった重大なトラブルを公表しなかったのか、伺う。

回 答

平成25年4月の中央環状品川線の開通時期に関する報道発表は、五反田出入口工事及び南品川換気所工事における出水対策に時間を要したため、開通時期を延期することをお知らせしたものです。

このうち南品川換気所では、本線シールドトンネルと地下部で接続する避難路の工事を実施しました。

本工事は、目黒川直下で行う工事であり、地下水の流入を抑えるとともに、地山の安定化を図る必要があり、地質条件と施工条件を踏まえて凍結工などの地盤改良工を行うこととしました。

この工事では、施工中の安全を確保するため、本線トンネルにかかる力を計測していましたが、その計測値が許容値の90パーセントに迫ったため、工事を中止しました。

この原因は、凍結工の影響であると考えられたため、本線トンネルの補強や地盤改良工の見直しを行いました。その結果、出水はあったものの、トンネル本体に影響を与えることなく、無事工事を完了しており、凍結工の影響に関しては公表しませんでした。

なお、これらの対策について、他の事業でも生かせるよう、国が開催する「平成27年度スキルアップセミナー関東」で発表しました。

質 問 事 項

二の2 また、出水への対応で工期が延長したと発表した、その根拠（対

策工事の内容、その対策に要した期間など）ならびに出水量について伺う。

回 答

中央環状品川線の南品川換気所では、本線シールドトンネルと地下部で接続する避難路の工事を実施しました。

本工事は、目黒川直下で行う工事であり、地下水の流入を抑えるとともに、地山の安定化を図る必要があり、地質条件と施工条件を踏まえて凍結工などの地盤改良工を行うこととしました。

この工事では、施工中の安全を確保するため、本線トンネルにかかる力を計測していましたが、その計測値が許容値の90パーセントに迫ったため、工事を中止しました。

この原因は、凍結工の影響であると考えられたため、本線トンネルの補強や地盤改良工の見直しを行いました。その結果、出水はあったものの、トンネル本体に影響を与えることなく、無事工事を完了しました。

これらに要した期間は約10か月であり、総出水量については把握ていません。